

国立市子育て・子育て応援テラス条例案

上記の議案を提出する。

令和 6 年 6 月 6 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 子どもの主体的な成長を育むとともに、幼児教育及び子育て支援の環境の向上を図り、もって、子ども及び子育てにやさしいまちづくりの推進に寄与することを目的として、国立市子育て・子育て応援テラスを設置するため、条例を制定するものである。

国立市子育て・子育て応援テラス条例案

(設置)

第 1 条 子ども及び保護者の声に寄り添い、安心して集い、及び交わる拠点を創出することにより、子どもの主体的な成長を育むとともに、幼児教育及び子育て支援の環境の向上を図り、もって、子ども及び子育てにやさしいまちづくりの推進に寄与するため、国立市子育て・子育て応援テラス（以下「子育て・子育て応援テラス」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 子育て・子育て応援テラスの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
国立駅南口子育て・子育て応援テラス	国立市中 1 丁目 1 番地の 4 7

(事業)

第 3 条 国立駅南口子育て・子育て応援テラス（以下「国立駅南口テラス」という。）は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 子育て・子育ての交流の場及び機会の提供に関すること。
- (2) 子育て・子育てに係る相談及び助言に関すること。
- (3) 子育て・子育てに係る情報の収集及び提供に関すること。
- (4) 子育て・子育てに係る講座等の企画及び実施に関すること。
- (5) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 7 項に規定する一時預かり事業
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるもの

(施設)

第 4 条 国立駅南口テラスに置く施設は、次のとおりとする。

- (1) 子育てひろば
- (2) 一時預かり室
- (3) 交流・学習スペース
- (4) 情報ストリート
- (5) 駐車場
- (6) 駐輪場

(指定管理者による管理)

第 5 条 子育て・子育て応援テラスの管理は、国立市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 17 年 9 月国立市条例第 16 号）に基づき、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第 6 条 前条の規定により指定管理者が国立駅南口テラスの管理を行う場合は、当該指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第 3 条各号に掲げる事業に関する業務
- (2) 第 4 条第 1 号及び第 2 号に掲げる施設の利用の手続に関する業務
- (3) 第 4 条第 5 号及び第 6 号に掲げる施設（以下「駐車場等」という。）の使用の手続に関する業務
- (4) 駐車場等の使用料の収納に関する業務（第 17 条第 1 項に規定する利用料金を収入として収受させる場合を除く。）

(5) 国立駅南口テラスの維持管理に関する業務

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める業務
(指定管理者の権限)

第 7 条 指定管理者は、指定が効力を有する間、第 11 条、第 12 条、第 13 条、第 18 条及び第 21 条に規定する市長の権限を行うものとする。
ただし、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定により、管理の業務の全部又は一部の停止を命ぜられた期間において当該停止を命ぜられた業務を除く。

(休館日等)

第 8 条 国立駅南口テラスの休館日は、次のとおりとする。

(1) 毎月の第 2 火曜日及び第 4 火曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する国民の祝日に当たるときは、市長が指定する日

(2) 1 月 1 日から同月 3 日まで及び 12 月 29 日から同月 31 日まで

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

3 第 4 条各号に掲げる施設の休業日については、規則で別に定める。

(開館時間等)

第 9 条 国立駅南口テラスの開館時間は、午前 9 時から午後 10 時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

3 第 4 条各号に掲げる施設の利用時間については、規則で別に定める。

(利用者の資格)

第 10 条 第 4 条第 1 号及び第 2 号に掲げる施設を利用できる者は、市内に住所を有する未就学児（小学校就学の始期に達するまでの者をいう。次項において同じ。）及びその保護者とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、施設の運営に支障がないと認めたときは、市内に住所を有しない未就学児及びその保護者の利用を認めることができる。

(使用の申請及び承認)

第 11 条 駐車場等を使用しようとする者は、規則で定めるところにより申

請し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、子育て・子育て応援テラスの設置の目的の範囲内において駐車場等を使用する場合に限り、前項の承認を行うことができる。

3 市長は、駐車場等の使用を承認するに当たっては、駐車場等の管理のために必要と認める範囲内で、使用に関する条件を付することができる。

4 市長は、市又は指定管理者が事業を行うために駐車場等を使用する場合は、優先的に使用を承認することができる。

5 駐車場等の使用期間については、規則で定める。

(使用の不承認)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、駐車場等の使用を承認しない。

(1) 国立駅南口テラスの管理上支障があると市長が認めたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、市長が使用を不適當と認めたとき。

(行為の制限)

第13条 子育て・子育て応援テラスにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 市長の許可を受けた場合を除き、次に掲げる行為をすること。

ア 物品の販売、募金その他これらに類する行為

イ 営利を目的とする映画、写真等の撮影又は興行を行うこと。

ウ 営利を目的とする演説会、講演会その他これらに類する集会を行うこと。

(2) 前号に掲げるもののほか、管理上制限が必要と市長が認める行為

(使用料)

第14条 子育て・子育て応援テラスに置く施設(以下単に「施設」という。)の使用料は、別表のとおりとする。

2 施設の使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、前項に規定する使用料を前納しなければならない。ただし、市長が認めたときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第15条 市長は、必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず、使用料を減免することができる。

(使用料の不還付)

第16条 既に納入された使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(利用料金)

第17条 市長は、第5条の規定により子育て・子育て応援テラスの管理を指定管理者に行わせる場合は、施設の利用に係る料金（以下この条において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合においては、利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。利用料金を変更しようとするときも、同様とする。

3 指定管理者は、前項の規定により利用料金を定めたときは、直ちに公表するとともに、子育て・子育て応援テラスにおいて入館者の見やすい場所に掲示しなければならない。

4 指定管理者は、利用料金を収入とする場合において、規則で定める基準により、利用料金の全部又は一部を還付し、又は利用料金を減免し、若しくは割り引くことができる。

5 利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合には、第14条から前条までの規定は、適用しない。

(使用の承認の取消し等)

第18条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の使用の承認を取り消し、又は施設の使用の停止を命ずることができる。

- (1) 使用者が偽りその他の不正の手段により使用の承認を受けたとき。
- (2) 使用者がこの条例その他これに基づく規則又は指示に違反したとき。
- (3) 使用者が使用の目的又は使用の承認の条件に違反したとき。
- (4) 施設の使用により、危険が生じるおそれがあるとき。
- (5) 災害その他の事故により、施設の使用ができなくなったとき。
- (6) 施設の管理又は運営上、やむを得ない事由が生じたとき。
- (7) 工事その他の都合により、市長が特に必要と認めるとき。

2 前項の規定により使用の承認を取り消され、又は使用の停止を命ぜられたことにより使用者が受けた損害については、市長は賠償の責めを負わない。

(使用権の譲渡の禁止)

第 19 条 使用者は、施設の使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(損害賠償の義務)

第 20 条 子育て・子育て応援テラスの入館者及び利用者は、子育て・子育て応援テラスの建物、附属設備等に損害を与えたときは、市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、賠償の額を減額し、又は免除することができる。

(広告類の掲示等の禁止)

第 21 条 子育て・子育て応援テラスにおいては、市長の許可を受けた広告以外の広告その他これに類するものを掲示し、又は配布してはならない。

(委 任)

第 22 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 次に掲げる準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(1) 第 5 条の規定による指定及び管理

(2) 前号に掲げるもののほか、この条例を施行するために必要な準備行為

別表（第 14 条、第 17 条関係）

1 国立駅南口テラス駐車場使用料

区分	使用料
30 分以内の使用の場合	無料
30 分を超え 4 時間以内の使用の場合	(1) 30 分以内の部分に係る使用料 200 円

	(2) 30分を超え4時間以内の部分に係る使用料 30分までごとに200円
4時間を超える使用の場合	(1) 4時間以内の部分に係る使用料 30分までごとに200円 (2) 4時間を超える部分に係る使用料 30分までごとに400円

2 国立駅南口テラス駐輪場使用料

区分	使用料
30分以内の使用の場合	無料
30分を超え4時間以内の使用の場合	100円
4時間を超える使用の場合	200円